

令和 5 年度
たかまつ女性活躍促進支援業務委託
提案公募要領

令和 5 年 4 月
高松市市民政策局男女共同参画・協働推進課

1 提案公募の目的

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、女性の活躍推進が強く求められる中、本市においても企業における女性活躍を推進するため、各種セミナー等の開催、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画策定支援等のためのアドバイザーの派遣を内容とする業務を委託するに当たり、事業者の提案内容や能力等を総合的に判断し、本業務に最も適した事業者を選定するため、提案公募を実施する。

2 業務概要

（1）業務名

令和5年度たかまつ女性活躍促進支援業務委託

（2）業務内容

「令和5年度たかまつ女性活躍促進支援業務委託提案仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

（3）履行期間

契約締結の日から令和6年2月16（金）まで

（4）事業規模額

2,200,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

（なお、この金額は見積時の予定価格を示すものではない。また、最終的な実施内容、契約金額については、市と調整した上で決定することとする。）

（5）発注者

高松市

（担当部署）市民政策局 男女共同参画・協働推進課

3 参加資格

本提案公募の参加に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。

（1）本手続きへの参加表明書提出日現在、高松市物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

（3）破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (4) 公告の日から契約締結の日までの期間に、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止の措置を受けていないこと。

4 委託業者選定までのスケジュール

- (1) 参加表明書等の配布期間
令和5年4月17日（月）から4月28日（金）午後5時まで
- (2) 参加表明書等の提出期限
令和5年4月28日（金）午後5時まで
- (3) 提案公募に関する質問期限
令和5年5月10日（水）午後5時まで
- (4) 企画提案書等の提出期限
令和5年5月24日（水）午後5時まで
- (5) 企画提案書等のヒアリング
令和5年5月下旬～6月上旬の指定日（別途通知）
- (6) 選考結果の通知
令和5年6月中旬頃

5 提案公募関係資料の配布

- (1) 配布資料
 - ア 提案公募要領
 - イ 仕様書
 - ウ 申請関係様式
 - (ア)参加表明書（様式第1号）
 - (イ)会社概要書（様式第2号）
 - (ウ)業務実施体制及び実績調書（様式第3号）
 - (エ)業務責任者予定者経歴書（様式第4号）
 - (オ)アドバイザー予定者経歴書（様式第5号）
 - (カ)辞退届（様式第6号）
 - (キ)質問及び回答書（様式第7号）
 - (ク)企画提案書（鑑）（様式第8号）
 - (ケ)見積書（様式第9号）
- (2) 配布期間
令和5年4月17日（月）から4月28日（金）午後5時まで

(3) 配布方法

高松市市民政策局男女共同参画・協働推進課ホームページ上からのダウンロードによる
掲載URL

(<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/jinken/gender/suishinshitsu/index.html>)

6 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

本要領に基づく提案書の提出を希望する者は、次に掲げる参加表明書及びその添付書類を提出すること。

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要書（様式第2号）

※女性活躍の推進やワーク・ライフ・バランスの推進に資する取組の状況を記載
すること。

ウ 業務実施体制及び実績調書（様式第3号）

エ 業務責任者予定者経歴書（様式第4号）

オ アドバイザー予定者経歴書（様式第5号）

(2) 提出部数

(1) のア～オを各1部

(3) 提出方法

持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）により、「(5)提出場所」に提出すること。

(4) 提出期限

令和5年4月28日（金）午後5時まで

※ 受付時間は、提出期限までの市の執務時間（日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時まで）とする。

※ 郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り受理する。

なお、提出期限までに参加表明書が到着しなかった場合又は参加資格を有する旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出することはできない。

(5) 提出場所

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市市民政策局男女共同参画・協働推進課（担当：横山、平井）

(6) 企画提案者の選定

企画提案の参加資格の有無については、令和5年5月8日（月）までに電子メール及び普通郵便で通知する。

なお、参加資格に該当した者には該当した旨とヒアリング日時を、該当しなかった者には該当しなかった理由を通知する。

(7) 参加表明後の辞退

参加表明書等を提出した後に、提案を辞退する場合は、辞退届（様式第6号）を提出すること。

7 提案公募に関する質問

(1) 質問受付期間及び方法

本要領に基づく企画提案に関する質問がある場合は、令和5年5月10日（水）午後5時までに、質問及び回答書（様式第7号）に質問事項等を記載の上、電子メール（宛先：danjyo@city.takamatsu.lg.jp）で提出してください。

(2) 質問内容

質問の内容は、公募要領の記載内容、仕様書の記載内容及び参加表明書など各種様式の記載方法等に関するものに限ること。

(3) 提出場所

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市市民政策局男女共同参画・協働推進課（担当：横山、平井）

(4) 質問に対する回答

回答はその都度、質問者に対して電子メールで行うとともに、質問と回答の内容に関しては、高松市市民政策局男女共同参画・協働推進課ホームページに、企画提案書等の提出期限までの間、掲示することとする。

なお、質問に対する回答への問合せ及び異議の申立ては一切受け付けないこととし、以下に掲げる内容の質問に対しては回答自体を行わないものとする。

ア 質問者の明らかな誤読

イ 質問者の個人的な意見

ウ 質問者の提案しようとする内容についての是非を問うもの

エ 質問者自らが判断又は調査すべきもの

オ 本提案公募に関係のないもの

カ 電子メール以外の方法によるもの

キ 受付期間外に提出されたもの

8 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

企画書の提出者として選定された者は、以下に掲げる書類を、提出期限までに、「(3)提出場所」に持参、又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る）してください。

ア 企画提案書（鑑）（様式第 8 号）

（ア） 提案内容

仕様書に示す業務内容を満たした上で、「10(1)審査基準」の審査項目に留意し、以下に掲げる内容で、企画性、専門性のある企画提案を示すこと。

- ① 業務の全体方針及び実施体制（2 ページ程度）
- ② 業務全体の実施スケジュール（1 ページ程度）
- ③ 各業務の実施方針及び実施体制（3 ページ程度）
- ④ 各業務の実施スケジュール及び具体的作業内容（12 ページ程度）
- ⑤ その他、独自性のある提案等（2 ページ程度）

（イ） 書式等

- ・ 用紙サイズ：A4 判、縦、横書き（一部、A3 判片袖折りも可）
- ・ 文字サイズ：原則、10.5 ポイント以上
- ・ 刷色：不問
- ・ 使用言語、通貨及び単位：日本語及び日本国通貨を使用

（ウ） 部数

5 部（正本 1 部、副本 4 部）

※ 正本には社名を記載し、押印すること

（エ） 留意事項

- ・ 全体で 20 ページ以内（表紙、目次は含めない。）に収めること。
- ・ 記述はできるだけ平易な表現（図表等を含む。）とすること。
- ・ 容易に提案者が判別できないようにすること。
- ・ 「（ア） 提案内容」に記載の項目全てについて、「（ア） 提案内容」に記載の順序に従って、記載すること。
- ・ 記号・略称等を使用する場合は、初出の箇所に記号・略称等の説明を記述すること。審査者が、記号・略称等が意味することを十分に理解できない場合、審査の結果に影響を及ぼす可能性がある。
- ・ 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は、一切認めない。

イ 見積書（様式第 9 号）

（ア） 書式及び内容

書式は、見積書（様式第 9 号）を用いること。また、内訳書（様式は任意。）を添付し、具体的な項目、仕様、数量、金額等がわかるようにすること。

具体的な内容が不明なもの、明らかに経費対象とならないものが含まれる場合は、再提出を求めることがある。

（イ） 部数

1 部

(ウ) 留意事項

- ・見積年月日及び見積金額等を正確に記入すること。
- ・消費税及び地方消費税の課税事業者又は免税事業者である旨を明記すること。

(2) 提出期限

令和5年5月24日(水)午後5時まで

(3) 提出場所

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市市民政策局男女共同参画・協働推進課(担当:横山、平井)

9 ヒアリングの実施

企画提案者に対し、提案書記載内容について、次のとおり、ヒアリングを実施する。

(1) 実施時期

令和5年5月下旬～6月上旬

詳細な実施日時及び会場については、「6(6)企画提案者の選定」時に、企画提案の有資格者に通知する。

(2) 所要時間

1事業者当たり30分(企画提案者による提案要旨説明約15分、質疑応答約15分)

(3) 説明者

原則、配置予定の業務責任者

10 事業者の特定

(1) 審査基準

「令和5年度たかまつ女性活躍促進支援業務委託提案公募選定基準」に基づき、提出された企画提案内容についての審査、採点を行い、評価点が最も高い提案者を特定者とする。
なお、審査は非公開とする。

(2) 結果の通知

選定終了後、企画提案書の特定、不特定について、文書により各企画提案参加者に通知するものとし、審査結果に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けないこととする。

なお、その企画提案が特定された者であっても、契約手続が完了するまでは、高松市との契約関係は生じない。

(3) 次点繰上げ

契約締結までに、その企画提案が特定された者が「3参加資格」の要件を満たさなくなったとき又は事故等の特別な事由により契約締結が不可能となった場合は、審査結果が次点の者から順に繰り上げて特定の相手方とする。

1 1 契約

(1) 契約内容

企画提案公募時の仕様書の内容を逸脱しない範囲で、提案が特定された者と協議を行い、最終的な業務内容を整理した仕様書に変更した上で、契約を締結するものとする。

(2) 契約方法

随意契約

(3) 契約保証金

要する。

ただし、高松市契約規則第24条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 委託料の支払条件

完了払いとし、本業務の完了検査後、正当な請求に基づき支払うものとする。

1 2 提案公募の中止等

本市がやむを得ない理由等により提案公募を実施することができないと認めるときは、提案公募の実施を中止又は取り消すことがある。

1 3 その他留意事項

(1) 本提案公募に参加する一切の費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 参加者が、「3参加資格」の要件を満たさなくなったとき又は参加表明書及び提出物に虚偽の記載を行ったとき若しくは審査の公平性を害する行為を行ったときは、当該参加者を失格とし、当該参加者による参加表明及び企画提案を無効とする。

(3) 提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めない。

(4) 参加表明書及び提出物は返却しない。

(5) 書類の著作権は企画提案者に帰属し、提出された参加表明書及び企画提案書は、提出者の選定及び企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。

(6) 提出された企画提案書のうち、特定された企画提案書は、特定後一定の期間、評価結果とともに公開することがある。

参加者が非公開を求める場合は、その旨を企画提案書に記載すること。ただし、公平性、透明性、客観性を期する必要がある場合は、この限りでない。

(7) 企画提案書作成のために本市から受領した資料は、本市の了解なく公表・使用することはできない。

(8) 参加者が1者のみであった場合でも、本提案公募を有効として取り扱うこととする。

1 4 公募要領関係資料

No.	資 料 名
1	「令和 5 年度たかまつ女性活躍促進支援業務委託提案公募要領」
2	別添 1 「令和 5 年度たかまつ女性活躍促進支援業務委託提案仕様書」
3	別添 2 参加表明書（様式第 1 号）
4	別添 3 会社概要書（様式第 2 号）
5	別添 4 業務実施体制及び実績調書（様式第 3 号）
6	別添 5 業務責任者予定者経歴書（様式第 4 号）
7	別添 6 アドバイザー予定者経歴書（様式第 5 号）
8	別添 7 辞退届（様式第 6 号）
9	別添 8 質問及び回答書（様式第 7 号）
10	別添 9 企画提案書（鑑）（様式第 8 号）
11	別添 10 見積書（様式第 9 号）
12	別添 11 「令和 5 年度たかまつ女性活躍促進支援業務委託提案公募選定基準」

1 5 その他関連資料

○第 5 次たかまつ男女共同参画プラン

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/jinken/gender/suishinshitsu/sankaku5.html>